

# 名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

< 令和 7 年 6 月 修正案 >

名古屋市防災会議



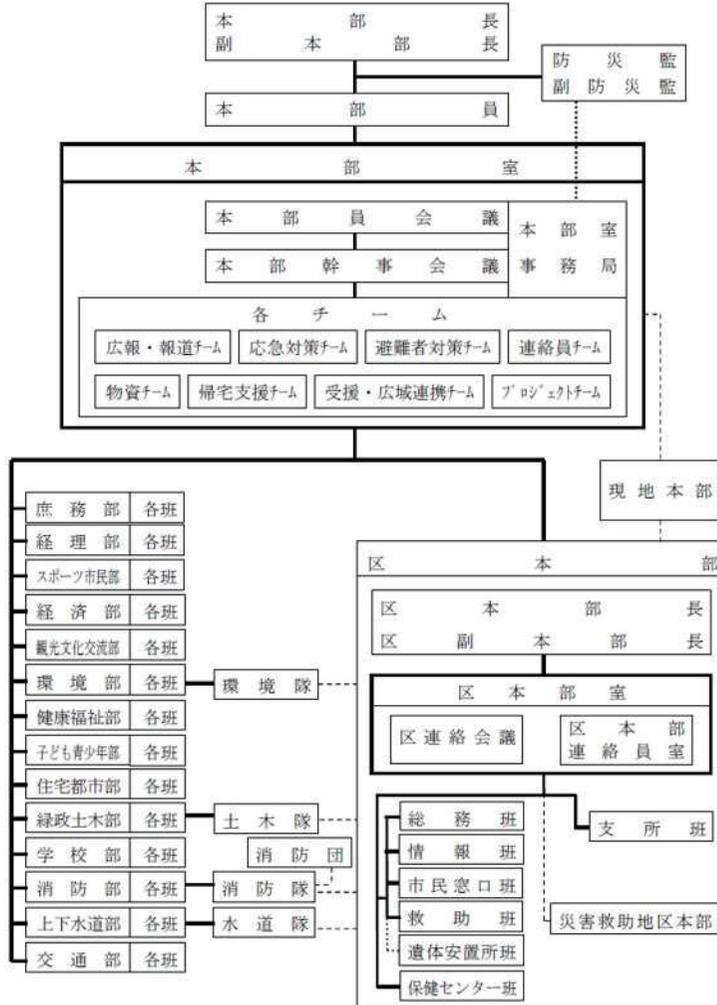
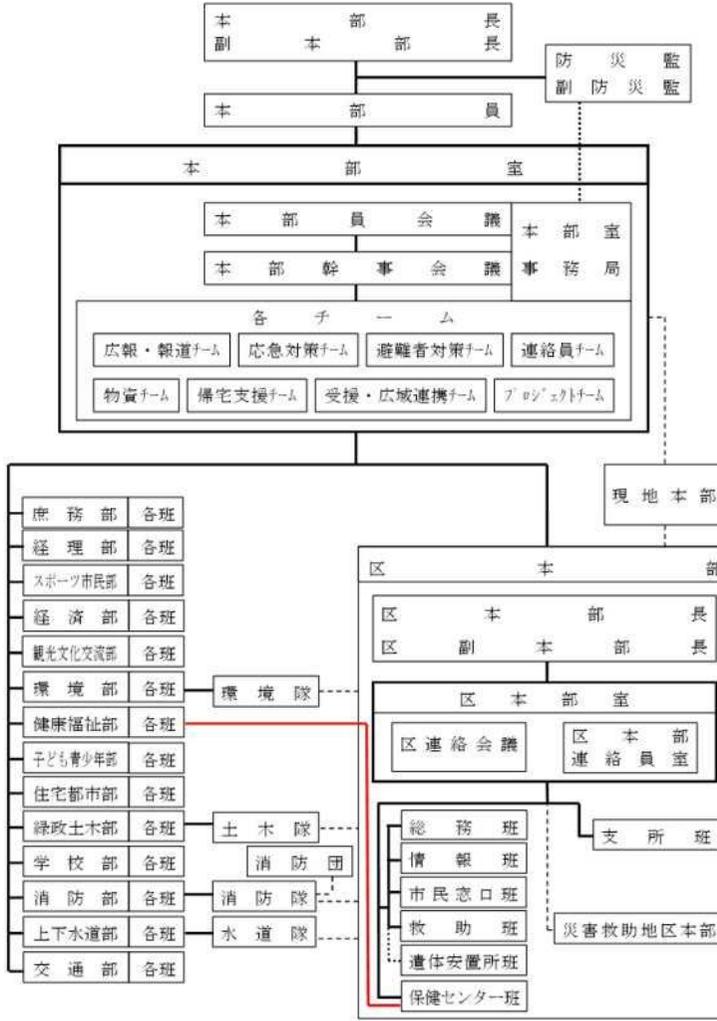
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
<b>第1章 災害応急対応計画</b>																																								
		<p><b>第1節 初動活動体制</b>                      第1～第3（略）                      ◎ 気象関係参考 1-1-1                      1（略）                      2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）</p> <table border="1" data-bbox="257 579 1050 968"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警報</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>複合基準*1</td> <td>（略）、矢田川流域= (8, 26.7), （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種別		発表基準		注意報	（略）	（略）	（略）	警報	（略）	（略）	（略）	洪水警報	複合基準*1	（略）、矢田川流域= (8, 26.7), （略）	（略）	（略）	（略）	<p><b>第1節 初動活動体制</b>                      第1～第3（略）                      ◎ 気象関係参考 1-1-1                      1（略）                      2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）</p> <table border="1" data-bbox="1072 579 1865 968"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警報</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>複合基準*1</td> <td>（略）、矢田川流域= (8, 26.7), （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種別		発表基準		注意報	（略）	（略）	（略）	警報	（略）	（略）	（略）	洪水警報	複合基準*1	（略）、矢田川流域= (8, 26.7), （略）	（略）	（略）	（略）	<p>表記の整理</p>
種別		発表基準																																						
注意報	（略）	（略）	（略）																																					
警報	（略）	（略）	（略）																																					
	洪水警報	複合基準*1	（略）、矢田川流域= (8, 26.7), （略）																																					
	（略）	（略）	（略）																																					
種別		発表基準																																						
注意報	（略）	（略）	（略）																																					
警報	（略）	（略）	（略）																																					
	洪水警報	複合基準*1	（略）、矢田川流域= (8, 26.7), （略）																																					
	（略）	（略）	（略）																																					
		<p><b>第2節 災害警戒本部の設置及び運営</b>                      第1 災害警戒本部の設置及び廃止                      1～2（略）                      3 設置及び廃止の通知                      警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。</p>	<p><b>第2節 災害警戒本部の設置及び運営</b>                      第1 災害警戒本部の設置及び廃止                      1～2（略）                      3 設置及び廃止の通知                      警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。</p>																																					

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知の手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各 部</td> <td>庁内放送、<u>市町村防災支援</u>システム、ファクシミリ</td> <td>本部室事務局</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td><u>市町村防災支援</u>システム、ファクシミリ</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知先	通知の手段	担当	各 部	庁内放送、 <u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局	区本部	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	〃	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知の手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各 部</td> <td>庁内放送、<u>愛知県防災情報</u>システム、ファクシミリ</td> <td>本部室事務局</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td><u>愛知県防災情報</u>システム、ファクシミリ</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知先	通知の手段	担当	各 部	庁内放送、 <u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局	区本部	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	〃	(略)	(略)	(略)	システム変更に伴う修正
通知先	通知の手段	担当																										
各 部	庁内放送、 <u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局																										
区本部	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	〃																										
(略)	(略)	(略)																										
通知先	通知の手段	担当																										
各 部	庁内放送、 <u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局																										
区本部	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	〃																										
(略)	(略)	(略)																										
		<p><b>第3節 災害対策本部の設置及び運営</b></p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 設置及び廃止の通知</p> <p>本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各 部</td> <td>庁内放送、<u>市町村防災支援</u>システム、ファクシミリ</td> <td>本部室事務局</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td><u>市町村防災支援</u>システム、ファクシミリ</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	担当	各 部	庁内放送、 <u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局	区本部	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	〃	(略)	(略)	(略)	<p><b>第3節 災害対策本部の設置及び運営</b></p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 設置及び廃止の通知</p> <p>本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各 部</td> <td>庁内放送、<u>愛知県防災情報</u>システム、ファクシミリ</td> <td>本部室事務局</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td><u>愛知県防災情報</u>システム、ファクシミリ</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	担当	各 部	庁内放送、 <u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局	区本部	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	〃	(略)	(略)	(略)	システム変更に伴う修正
通知、公表先	通知及び公表の手段	担当																										
各 部	庁内放送、 <u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局																										
区本部	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	〃																										
(略)	(略)	(略)																										
通知、公表先	通知及び公表の手段	担当																										
各 部	庁内放送、 <u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	本部室事務局																										
区本部	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	〃																										
(略)	(略)	(略)																										

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>1 本部組織図</p>  <p>第3～第6 (略)</p> <p>◎別表 1-3-1</p>	<p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>1 本部組織図</p>  <p>第3～第6 (略)</p> <p>◎別表 1-3-1</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																												
		<p>(略)</p> <p>◎別表 1-3-2</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="255 376 1048 866"> <thead> <tr> <th>部及び区本部の名称</th> <th>担当部署</th> <th>部長又は区本部長</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉局</td> <td>健康福祉局長</td> <td>1～3 (略) 4 要配慮者<u>対策</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>区役所</td> <td>区長</td> <td>1～8 (略) 9 要配慮者<u>対策</u>の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 全庁体制で取り組む任務</p> <table border="1" data-bbox="255 963 1048 1206"> <tr> <td>1～6 (略) 7 要配慮者<u>対策</u>に関すること</td> <td>左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。</td> </tr> </table>	部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	1～3 (略) 4 要配慮者 <u>対策</u> に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	区本部	区役所	区長	1～8 (略) 9 要配慮者 <u>対策</u> の実施に関すること	1～6 (略) 7 要配慮者 <u>対策</u> に関すること	左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。	<p>(略)</p> <p>◎別表 1-3-2</p> <p>1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="1070 376 1863 866"> <thead> <tr> <th>部及び区本部の名称</th> <th>担当部署</th> <th>部長又は区本部長</th> <th>主な任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉局</td> <td>健康福祉局長</td> <td>1～3 (略) 4 要配慮者<u>支援</u>に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>区役所</td> <td>区長</td> <td>1～8 (略) 9 要配慮者<u>支援</u>の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 全庁体制で取り組む任務</p> <table border="1" data-bbox="1070 963 1863 1206"> <tr> <td>1～6 (略) 7 要配慮者<u>支援</u>に関すること</td> <td>左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。</td> </tr> </table>	部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務	(略)	(略)	(略)	(略)	健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	1～3 (略) 4 要配慮者 <u>支援</u> に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	区本部	区役所	区長	1～8 (略) 9 要配慮者 <u>支援</u> の実施に関すること	1～6 (略) 7 要配慮者 <u>支援</u> に関すること	左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。	<p>表記の整理</p>
部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																													
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	1～3 (略) 4 要配慮者 <u>対策</u> に関すること																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																													
区本部	区役所	区長	1～8 (略) 9 要配慮者 <u>対策</u> の実施に関すること																																													
1～6 (略) 7 要配慮者 <u>対策</u> に関すること	左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。																																															
部及び区本部の名称	担当部署	部長又は区本部長	主な任務																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																													
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	1～3 (略) 4 要配慮者 <u>支援</u> に関すること																																													
(略)	(略)	(略)	(略)																																													
区本部	区役所	区長	1～8 (略) 9 要配慮者 <u>支援</u> の実施に関すること																																													
1～6 (略) 7 要配慮者 <u>支援</u> に関すること	左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。																																															
		<p><b>第4節 情報連絡活動</b></p> <p>第1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気象予警報の受領・伝達要領 (略)</p>	<p><b>第4節 情報連絡活動</b></p> <p>第1 気象情報等の収集・伝達</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 気象予警報の受領・伝達要領 (略)</p>																																													

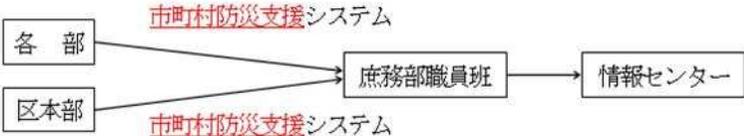
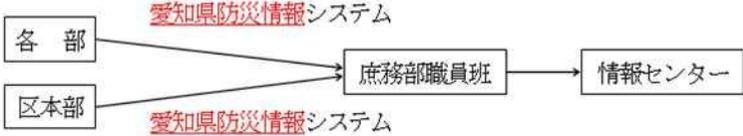
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																												
		<p>気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。</p> <table border="1" data-bbox="257 279 1046 738"> <thead> <tr> <th data-bbox="257 279 365 335">区分</th> <th data-bbox="365 279 1046 335">伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="257 335 365 391">(略)</td> <td data-bbox="365 335 1046 391">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 391 365 491">④</td> <td data-bbox="365 391 1046 491"><u>市町村防災支援</u>システム、ファクシミリ及び 庁内放送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 491 365 547">⑤</td> <td data-bbox="365 491 1046 547"><u>市町村防災支援</u>システム、ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 547 365 647">⑥</td> <td data-bbox="365 547 1046 647"><u>市町村防災支援</u>システム、電話、無線、ファク シミリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 647 365 703">⑦</td> <td data-bbox="365 647 1046 703"><u>市町村防災支援</u>システム、電話、ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 703 365 738">(略)</td> <td data-bbox="365 703 1046 738">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略)</p> <p>第3 被害情報、対策情報の収集伝達</p> <p>1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段</p>	区分	伝達手段	(略)	(略)	④	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ及び 庁内放送	⑤	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ	⑥	<u>市町村防災支援</u> システム、電話、無線、ファク シミリ	⑦	<u>市町村防災支援</u> システム、電話、ファクシミリ	(略)	(略)	<p>気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。</p> <table border="1" data-bbox="1072 279 1861 738"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 279 1180 335">区分</th> <th data-bbox="1180 279 1861 335">伝達手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 335 1180 391">(略)</td> <td data-bbox="1180 335 1861 391">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 391 1180 491">④</td> <td data-bbox="1180 391 1861 491"><u>愛知県防災情報</u>システム、ファクシミリ及び 庁内放送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 491 1180 547">⑤</td> <td data-bbox="1180 491 1861 547"><u>愛知県防災情報</u>システム、ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 547 1180 647">⑥</td> <td data-bbox="1180 547 1861 647"><u>愛知県防災情報</u>システム、電話、無線、ファク シミリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 647 1180 703">⑦</td> <td data-bbox="1180 647 1861 703"><u>愛知県防災情報</u>システム、電話、ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 703 1180 738">(略)</td> <td data-bbox="1180 703 1861 738">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略)</p> <p>第3 被害情報、対策情報の収集伝達</p> <p>1 被害情報等の収集・伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段</p>	区分	伝達手段	(略)	(略)	④	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ及び 庁内放送	⑤	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ	⑥	<u>愛知県防災情報</u> システム、電話、無線、ファク シミリ	⑦	<u>愛知県防災情報</u> システム、電話、ファクシミリ	(略)	(略)	<p>システム変更に伴う修正</p>
区分	伝達手段																															
(略)	(略)																															
④	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ及び 庁内放送																															
⑤	<u>市町村防災支援</u> システム、ファクシミリ																															
⑥	<u>市町村防災支援</u> システム、電話、無線、ファク シミリ																															
⑦	<u>市町村防災支援</u> システム、電話、ファクシミリ																															
(略)	(略)																															
区分	伝達手段																															
(略)	(略)																															
④	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ及び 庁内放送																															
⑤	<u>愛知県防災情報</u> システム、ファクシミリ																															
⑥	<u>愛知県防災情報</u> システム、電話、無線、ファク シミリ																															
⑦	<u>愛知県防災情報</u> システム、電話、ファクシミリ																															
(略)	(略)																															

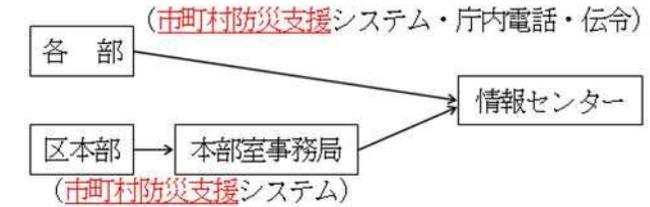
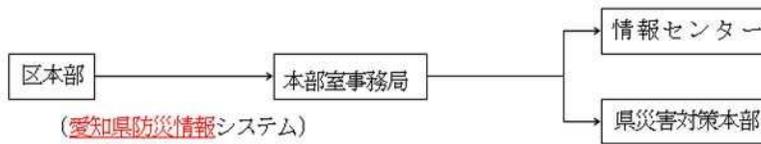
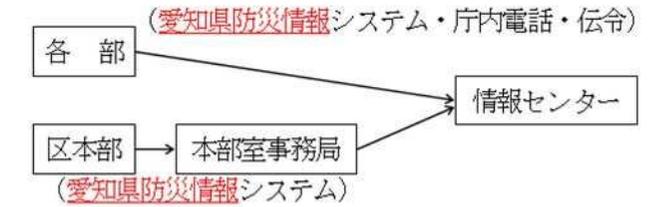
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>                     * 災害対策本部内における情報の共有化については、原則、<b>市町村防災支援システム</b>によることとし、その補完として電話及びFAXを活用する。                      * 有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。                      * -----は、住民、事業所等からの通報を示す。                 </p> <p>(3) 被害情報等の収集・報告の方法                      ア～イ（略）                      ウ 報告の方法                      (ア) 報告先</p>	<p>                     * 災害対策本部内における情報の共有化については、原則、<b>愛知県防災情報システム</b>によることとし、その補完として電話及びFAXを活用する。                      * 有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。                      * -----は、住民、事業所等からの通報を示す。                 </p> <p>(3) 被害情報等の収集・報告の方法                      ア～イ（略）                      ウ 報告の方法                      (ア) 報告先</p>	<p>システム変更に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(略)</p> <p>報告手段は、原則として、<b>市町村防災支援</b>システムとする。ただし、必要に応じて各部署は情報連絡員（伝令）、各区本部はファクシミリ又は庁内電話とする。</p> <p>2 対策情報の収集・伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策情報の伝達方法</p> <p>ア 職員参集状況の報告</p> <p>職員参集状況は、随時記録し、<b>市町村防災支援</b>システムにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>(伝達系統)</p>  <pre> graph LR     A[各部署] -- "市町村防災支援システム" --&gt; B[庶務部職員班]     C[区本部] -- "市町村防災支援システム" --&gt; B     B --&gt; D[情報センター]     </pre> <p>ただし、<b>市町村防災支援</b>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>イ 住民避難状況の報告</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 指定避難所等の開設指示後における指定避難所等の情報</p> <p>区本部は、指定避難所等の施設管理者から住</p>	<p>(略)</p> <p>報告手段は、原則として、<b>愛知県防災情報</b>システムとする。ただし、必要に応じて各部署は情報連絡員（伝令）、各区本部はファクシミリ又は庁内電話とする。</p> <p>2 対策情報の収集・伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策情報の伝達方法</p> <p>ア 職員参集状況の報告</p> <p>職員参集状況は、随時記録し、<b>愛知県防災情報</b>システムにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>(伝達系統)</p>  <pre> graph LR     A[各部署] -- "愛知県防災情報システム" --&gt; B[庶務部職員班]     C[区本部] -- "愛知県防災情報システム" --&gt; B     B --&gt; D[情報センター]     </pre> <p>ただし、<b>愛知県防災情報</b>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>イ 住民避難状況の報告</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 指定避難所等の開設指示後における指定避難所等の情報</p> <p>区本部は、指定避難所等の施設管理者から住</p>	<p>システム変更に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、<b>市町村防災支援</b>システムにて、本部室事務局報告する。</p>  <p>ただし、<b>市町村防災支援</b>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-7によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告</p> <p>既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは<b>市町村防災支援</b>システムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員(伝令)により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。</p> <p>(伝達系統)</p>  <p>ただし、<b>市町村防災支援</b>システムを使用することができない場合には、各被害情報報告様式1</p>	<p>民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、<b>愛知県防災情報</b>システムにて、本部室事務局報告する。</p>  <p>ただし、<b>愛知県防災情報</b>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-7によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告</p> <p>既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは<b>愛知県防災情報</b>システムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員(伝令)により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。</p> <p>(伝達系統)</p>  <p>ただし、<b>愛知県防災情報</b>システムを使用することができない場合には、各被害情報報告様式1</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		-4-1~5により、ファクシミリに伝達する。	-4-1~5により、ファクシミリに伝達する。	
		<b>第8節 水防活動</b> 第1~第3 (略) 第4 活動内容 1~6 (略) 7 水防活動及び水防記録 (略) <報告事項> <u>緑政土木局</u>	<b>第8節 水防活動</b> 第1~第3 (略) 第4 活動内容 1~6 (略) 7 水防活動及び水防記録 (略) <報告事項> <u>(削除)</u>	表記の整理
		<b>第9節 消防活動</b> 第1 (略) 第2 初動活動体制の確立 1 (略) 2 消防隊の措置 (1)~(3) (略) (4) 通信連絡体制の確立 消防隊及び <u>特別消防班</u> は、指令装置及び各種電源を点検し障害程度に併せ必要な措置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立に当たる。	<b>第9節 消防活動</b> 第1 (略) 第2 初動活動体制の確立 1 (略) 2 消防隊の措置 (1)~(3) (略) (4) 通信連絡体制の確立 消防隊及び <u>本部機動班</u> は、指令装置及び各種電源を点検し障害程度に併せ必要な措置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立に当たる。	組織改正に伴う修正
		<b>第10節 避難</b> 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 1~3 (略) 4 避難指示の発令基準等 (1) (略) (2) 発令基準 ア~イ (略)	<b>第10節 避難</b> 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 1~3 (略) 4 避難指示の発令基準等 (1) (略) (2) 発令基準 ア~イ (略)	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ウ 次の基準（計画資料 47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合（ア）～（イ）（略） （ウ）内水氾濫の基準 <u>災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合</u></p> <p>第2 避難誘導及び移送 1 避難の誘導 （1）～（3）（略） （4）避難の方法については、次のように指導する。 ア 避難に際しては、<u>自主防災組織又は隣近所等で互いに助けあい、集団行動をとる。</u></p> <p>第3～第7 （略） 第8 警戒区域の設定 1 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、<u>（追加）水道（追加）営業所長</u>）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。</p>	<p>ウ 次の基準（計画資料 47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合（ア）～（イ）（略） （ウ）内水氾濫の基準 <u>60 分予想雨量が 100mm を超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表された場合</u></p> <p>第2 避難誘導及び移送 1 避難の誘導 （1）～（3）（略） （4）避難の方法については、次のように指導する。 ア 避難に際しては、<u>（削除）隣近所等で、できる限り声かけを行い、避難する。</u></p> <p>第3～第7 （略） 第8 警戒区域の設定 1 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、<u>上下水道局営業センター</u>長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>組織改正に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第11節 医療・救護活動</p> <p>【医療救護】</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 健康福祉部は、医療救護班において医師・看護職員等が不足する場合には、必要に応じて、総合リハビリテーションセンター・中央看護専門学校より派遣を行う。</u></p> <p>(4) 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 受け入れる主な医療関係ボランティア</u></p> <p><u>健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受け入れ、救護班等を編成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・医師</u></li> <li><u>・看護師</u></li> <li><u>・保健師</u></li> <li><u>・歯科医師、歯科衛生士</u></li> <li><u>・精神科医師、精神保健福祉士等</u></li> <li><u>・栄養士</u></li> </ul>	<p>第11節 医療・救護活動</p> <p>【医療救護】</p> <p>第1 救護班の編成</p> <p>1 救護班の編成</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。</p> <p><u>(4) 本部長は、必要があると認めるときは、県等に災害派遣医療チーム (DMAT) を始め、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本災害歯科支援チーム (JDAT) 等の医療チームの派遣を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>・薬剤師</u>  <u>・柔道整復師</u>  <u>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師</u>  <u>・医薬品等の搬送ボランティア</u>  <u>・その他</u></p> <p>第2～第3（略）            第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給            1 医薬品・衛生材料等の調達            (1) 救護班及び救護所等            災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点（保健センター）に対し、供給の要請を行う。</p> <p>【保健衛生】            （略）            （資料）  <u>（追加）</u></p>	<p>第2～第3（略）            第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給            1 医薬品・衛生材料等の調達            (1) 救護班及び救護所等            災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足し自ら調達することが困難な場合には、地域医療活動拠点（保健センター）に対し、供給の要請を行う。</p> <p>【保健衛生】            （略）            （資料）  <u>・災害時における入浴機会の提供に関する協定書（市対愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合）（附属資料編計画参考42-1）</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>協定の締結に伴う修正</p>
		<p>第12節 輸送・道路等応急対策            【輸送】            第1 車両等の調達            1～2（略）            3 経理部            (1)（略）</p>	<p>第12節 輸送・道路等応急対策            【輸送】            第1 車両等の調達            1～2（略）            3 経理部            (1)（略）</p>	<p>協定の締結に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 貨物自動車→<u>(追加)</u> 愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店<u>及び</u>佐川急便株式会社中京支店<u>(追加)</u> から運送協定に基づき調達する。</p>	<p>(2) 貨物自動車→<u>一般社団法人</u> 愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店<u>及び一般社団法人 AZ-COM ネットワーク</u>から運送協定に基づき調達する。</p>	
		<p><b>第13節 食品・生活必需品等の供給</b>            第1 供給の基本的方針            1 (略)            2 生活必需品            (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を<u>基本と</u>する。            (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹸、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ<u>(追加)</u>、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート<u>(追加)</u>、使い捨てマスク<u>(追加)</u>等            第2～第4 (略)            第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点            1 (略)            2 緊急物資集配拠点            (1)～(2) (略)            (3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等</p>	<p><b>第13節 食品・生活必需品等の供給</b>            第1 供給の基本的方針            1 (略)            2 生活必需品            (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を<u>実施</u>する。            (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹸、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ、<u>生理用品</u>、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート、<u>使い捨て哺乳瓶</u>、使い捨てマスク、<u>パーティション、テント、簡易ベッド</u> 等            第2～第4 (略)            第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点            1 (略)            2 緊急物資集配拠点            (1)～(2) (略)            (3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」等の改定に伴う修正</p> <p>協定の締結に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																				
		は <u>(追加)</u> 愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店 <u>(追加)</u> やボランティアの協力を得て実施するものとする。	は <u>一般社団法人</u> 愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店、 <u>一般社団法人 AZ-COM ネットワーク</u> やボランティアの協力を得て実施するものとする。																					
		<p><b>第14節 要配慮者対策</b> (略)</p> <p>なお、要配慮者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、要配慮者に配慮した <u>対策</u> を実施するものである。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> ・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> ・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	担当部	分担任務	健康福祉部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> ・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> ・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	区本部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> の実施に関すること	<p><b>第14節 要配慮者支援</b> (略)</p> <p>なお、要配慮者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、要配慮者に配慮した <u>支援</u> を実施するものである。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> ・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> ・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>子ども青少年局</u></td> <td><u>1 小児慢性特定疾病児童に係る避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	担当部	分担任務	健康福祉部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> ・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> ・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること	(略)	(略)	<u>子ども青少年局</u>	<u>1 小児慢性特定疾病児童に係る避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関すること</u>	区本部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> の実施に関すること	<p>表記の整理</p> <p>避難行動要支援者名簿対象者の追加に伴う修正</p>
担当部	分担任務																							
健康福祉部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> ・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> ・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること																							
(略)	(略)																							
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																							
区本部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> の実施に関すること																							
担当部	分担任務																							
健康福祉部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> ・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> ・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること																							
(略)	(略)																							
<u>子ども青少年局</u>	<u>1 小児慢性特定疾病児童に係る避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関すること</u>																							
区本部	1～3 (略) 4 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> の実施に関すること																							



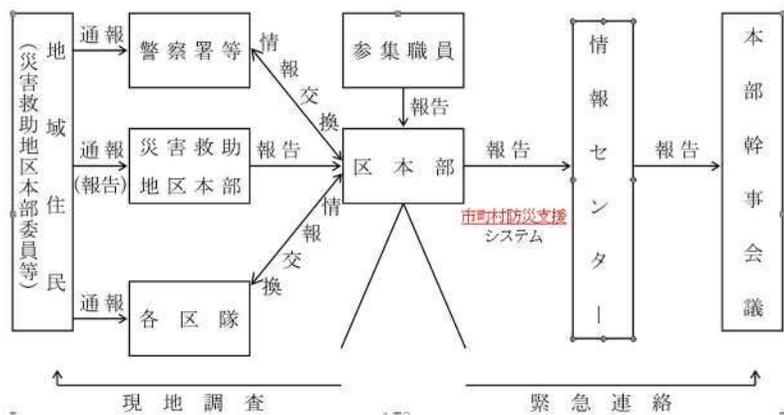
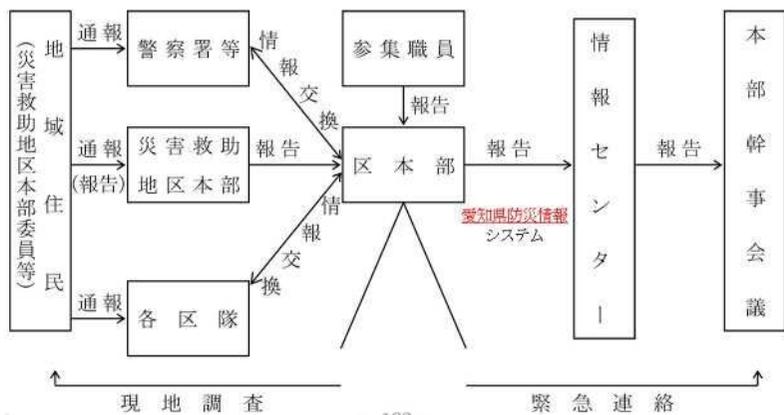
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所における生活の確保 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような<u>対策</u>を実施する。</p> <p>3 緊急援護の実施 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような<u>対策</u>を実施する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所における生活の確保 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような<u>支援</u>を実施する。</p> <p>3 緊急援護の実施 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような<u>支援</u>を実施する。</p>	
		<p><b>第17節 住宅等応急対策</b> 第1～第3 (略) 第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談 1～3 (略) <u>4 (追加)</u></p>	<p><b>第17節 住宅等応急対策</b> 第1～第3 (略) 第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談 1～3 (略) <u>4 大規模風水害により被災した宅地に対しては、宅地や擁壁の崩壊による二次災害を防止、軽減するため、愛知県と連絡調整を図り、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、自治体職員の被災宅地危険度判定士により宅地毎の擁壁・宅地地盤及びのり面等の危険度の判定作業などを行う。</u></p>	表記の整理
		<p><b>第18節 文教対策</b> 第1 学校教育における応急対策 1 休校等応急措置 (略) (1) (略) (追加)</p>	<p><b>第18節 文教対策</b> 第1 学校教育における応急対策 1 休校等応急措置 (略) (1) (略) <u>ア 小学校・中学校・全日制高等学校・昼間定時制</u></p>	市立なごやか中学校(夜間中学)の新設による修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>高等学校・特別支援学校</u></p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>イ 夜間中学については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。ただし、午後3時を過ぎても警報が解除されないとき、もしくは午後3時以降に警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。</u></p> <p><u>ウ 夜間定時制高等学校</u></p> <p><u>(ア) 午後3時までに、警報が解除されたときは、平常授業を行う。</u></p> <p><u>(イ) 午後3時を過ぎても、警報が解除されないとき、もしくは午後3時以降に警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>ア 小学校・中学校・全日制高等学校・昼間定時制高等学校・特別支援学校</u></p> <p><u>(ア)</u> (略)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p><u>イ 夜間中学については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。ただし、午後3時を過ぎても名古屋市内への避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されない</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(追加)</p>	<p><u>とき、もしくは午後3時以降に名古屋市内に避難指示、緊急安全確保及び特別警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。</u></p> <p><u>ウ 夜間定時制高等学校</u></p> <p><u>(ア) 午後3時までに、警報が解除されたときは、平常授業を行う。</u></p> <p><u>(イ) 午後3時を過ぎても、警報が解除されなとき、もしくは午後3時以降に警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。</u></p>	
		<p>第21節 区の応急対策活動</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>1 被害情報の収集・報告</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害情報の収集・報告系統</p>  <p>※ <u>市町村防災支援</u>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-0～5によりファクシミ</p>	<p>第21節 区の応急対策活動</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>1 被害情報の収集・報告</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被害情報の収集・報告系統</p>  <p>※ <u>愛知県防災情報</u>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-0～5によりファクシミ</p>	<p>システム変更に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>リにて伝達する。</p> <p>2 対策情報の伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策情報の伝達方法</p> <p>ア 職員参集状況の報告</p> <p>職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、<u>市町村防災支援</u>システム等にて、庶務部職員班へ報告する。</p> <p>ただし、<u>市町村防災支援</u>システム等を使用することができない場合には、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>イ 住民避難状況の報告</p> <p>住民が避難を開始し、指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、<u>市町村防災支援</u>システムにて、本部室事務局へ報告する。</p> <p>ただし、<u>市町村防災支援</u>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-7によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告</p> <p>既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを随時記録し、<u>市町村防災支援</u>システムにて、本部室事務局へ報告する。</p> <p>ただし、<u>市町村防災支援</u>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-0～5の</p>	<p>リにて伝達する。</p> <p>2 対策情報の伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策情報の伝達方法</p> <p>ア 職員参集状況の報告</p> <p>職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、<u>愛知県防災情報</u>システム等にて、庶務部職員班へ報告する。</p> <p>ただし、<u>愛知県防災情報</u>システム等を使用することができない場合には、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>イ 住民避難状況の報告</p> <p>住民が避難を開始し、指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、<u>愛知県防災情報</u>システムにて、本部室事務局へ報告する。</p> <p>ただし、<u>愛知県防災情報</u>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-7によりファクシミリにて伝達する。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>キ 応急対策の実施状況の報告</p> <p>既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを随時記録し、<u>愛知県防災情報</u>システムにて、本部室事務局へ報告する。</p> <p>ただし、<u>愛知県防災情報</u>システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-0～5の</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。            なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。</p> <p>第5～第6（略）</p> <p>第7 応急救助活動</p> <p>1（略）</p> <p>2 食品の供給            家屋の破壊・流失等により指定避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、<u>必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。</u></p> <p>第8 要配慮者<u>対策</u>            区本部は、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の災害による被害の軽減を図るため、次のように要配慮者<u>対策</u>を実施する。</p> <p>1（略）</p> <p>2 避難生活の確保            健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の<u>対策</u>を実施する。</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1（略）</p> <p>2 輸送力の確保            (1)（略）</p>	<p>特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。            なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。</p> <p>第5～第6（略）</p> <p>第7 応急救助活動</p> <p>1（略）</p> <p>2 食品の供給            家屋の破壊・流失等により指定避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、<u>調理設備を有する施設やキッチンカー等の活用により、避難所における適切な食事の確保に努める。</u></p> <p>第8 要配慮者<u>支援</u>            区本部は、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の災害による被害の軽減を図るため、次のように要配慮者<u>支援</u>を実施する。</p> <p>1（略）</p> <p>2 避難生活の確保            健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の<u>支援</u>を実施する。</p> <p>第9 緊急輸送</p> <p>1（略）</p> <p>2 輸送力の確保            (1)（略）</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」等の改定に伴う修正            表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																										
		(2) 調達依頼 経理部総務班に対し、 <u>愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの</u> 車両調達を依頼する（本部室事務局経由）。	(2) 調達依頼 経理部総務班に対し、 <u>(削除)</u> 車両調達を依頼する（本部室事務局経由）。																											
		<p><b>第 23 節 ライフライン施設の応急復旧</b>  <b>【給水及び水道施設等応急対策】</b>                      第 1 給水対策                      1 (略)                      2 給水体制                      (1) 給水方法                          ア (略)                          イ 拠点給水                              (略)                              また、地下式給水栓が設置されている給水区域内の<u>公立</u>小中学校においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。                      (2)～(3) (略)                      (4) 給水能力                      (略)                      給水能力—2 (運搬給水)</p> <p style="text-align: right;">令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給 水 車</td> <td>2 m<sup>3</sup>級</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>3 m<sup>3</sup>級</td> <td><u>5</u> 台</td> </tr> <tr> <td>4 m<sup>3</sup>級</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	容 量	数 量	給 水 車	2 m <sup>3</sup> 級	4 台	3 m <sup>3</sup> 級	<u>5</u> 台	4 m <sup>3</sup> 級	4 台	(略)	(略)	(略)	<p><b>第 23 節 ライフライン施設の応急復旧</b>  <b>【給水及び水道施設等応急対策】</b>                      第 1 給水対策                      1 (略)                      2 給水体制                      (1) 給水方法                          ア (略)                          イ 拠点給水                              (略)                              また、地下式給水栓が設置されている給水区域内の<u>市立</u>小中学校においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。                      (2)～(3) (略)                      (4) 給水能力                      (略)                      給水能力—2 (運搬給水)</p> <p style="text-align: right;">令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給 水 車</td> <td>2 m<sup>3</sup>級</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>3 m<sup>3</sup>級</td> <td><u>8</u> 台</td> </tr> <tr> <td>4 m<sup>3</sup>級</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	容 量	数 量	給 水 車	2 m <sup>3</sup> 級	4 台	3 m <sup>3</sup> 級	<u>8</u> 台	4 m <sup>3</sup> 級	4 台	(略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>時点修正</p>
資 機 材 名	容 量	数 量																												
給 水 車	2 m <sup>3</sup> 級	4 台																												
	3 m <sup>3</sup> 級	<u>5</u> 台																												
	4 m <sup>3</sup> 級	4 台																												
(略)	(略)	(略)																												
資 機 材 名	容 量	数 量																												
給 水 車	2 m <sup>3</sup> 級	4 台																												
	3 m <sup>3</sup> 級	<u>8</u> 台																												
	4 m <sup>3</sup> 級	4 台																												
(略)	(略)	(略)																												

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																		
		<p>(略)</p> <p>給水能力—4 (その他)</p> <p style="text-align: right;">令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非常用給水袋</td> <td style="text-align: center;"><u>36,000</u></td> <td>6 L/個 (上下水道局)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】 西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関 <u>(追加)</u>、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>激甚な大規模災害が発生した場合については、従来どおり、本社を中心に全社体制にて復旧体制をとり、他支店からの応援要請も考慮しつつ速やかに応急復旧を行う。</p> <p>【電力施設応急復旧計画 (中部電力株式会社/中部電力パワーグリッド株式会社/株式会社 J E R A)】 第 1～第 3 (略) 第 4 広報サービス体制</p>	資 機 材 名	数 量	備 考	(略)	(略)	(略)	非常用給水袋	<u>36,000</u>	6 L/個 (上下水道局)	<p>(略)</p> <p>給水能力—4 (その他)</p> <p style="text-align: right;">令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非常用給水袋</td> <td style="text-align: center;"><u>83,800</u></td> <td>6 L/個 (上下水道局)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】 西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関 <u>等</u>、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供 (ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) する。</u></p> <p>激甚な大規模災害が発生した場合については、従来どおり、本社を中心に全社体制にて復旧体制をとり、他支店からの応援要請も考慮しつつ速やかに応急復旧を行う。</p> <p>【電力施設応急復旧計画 (中部電力株式会社/中部電力パワーグリッド株式会社/株式会社 J E R A)】 第 1～第 3 (略) 第 4 広報サービス体制</p>	資 機 材 名	数 量	備 考	(略)	(略)	(略)	非常用給水袋	<u>83,800</u>	6 L/個 (上下水道局)	<p>時点修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
資 機 材 名	数 量	備 考																				
(略)	(略)	(略)																				
非常用給水袋	<u>36,000</u>	6 L/個 (上下水道局)																				
資 機 材 名	数 量	備 考																				
(略)	(略)	(略)																				
非常用給水袋	<u>83,800</u>	6 L/個 (上下水道局)																				

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>1 お客様に対する広報サービス</p> <p>(1) 災害時におけるPR</p> <p>電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、ホームページ、<u>ツイッター</u>、停電情報お知らせサービス（アプリ）、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてPRする。</p>	<p>1 お客様に対する広報サービス</p> <p>(1) 災害時におけるPR</p> <p>電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、ホームページ、<u>SNS</u>、停電情報お知らせサービス（アプリ）、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてPRする。</p>																	
		<p><b>第27節 流木の防止対策</b></p> <p>第1～第3（略）</p> <p><u>(資料)</u></p> <p><u>・貯木場</u> <u>(附属資料編 計画資料81)</u></p>	<p><b>第27節 流木の防止対策</b></p> <p>第1～第3（略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	施設が現存しないため削除																
		<p><b>第35節 不発弾処理対策計画</b></p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 要配慮者<u>対策</u></p> <p>不発弾処理に係る要配慮者<u>対策</u>については、災害の特性上、事前の準備及び対策が可能であることから、要配慮者個々の実態及びニーズを的確に把握し、要配慮者に配慮した避難対策を実施する必要がある。</p> <p>1 担当部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>1～2（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 要配慮者に対する福祉<u>対策</u>の統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	担当部	分担任務	健康福祉部	1～2（略）		3 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> の統括に関すること	(略)	(略)	<p><b>第35節 不発弾処理対策計画</b></p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 要配慮者<u>支援</u></p> <p>不発弾処理に係る要配慮者<u>支援</u>については、災害の特性上、事前の準備及び対策が可能であることから、要配慮者個々の実態及びニーズを的確に把握し、要配慮者に配慮した避難対策を実施する必要がある。</p> <p>1 担当部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>1～2（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 要配慮者に対する福祉<u>的支援</u>の統括に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	担当部	分担任務	健康福祉部	1～2（略）		3 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> の統括に関すること	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>避難行動要支援者</p>
担当部	分担任務																			
健康福祉部	1～2（略）																			
	3 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> の統括に関すること																			
(略)	(略)																			
担当部	分担任務																			
健康福祉部	1～2（略）																			
	3 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> の統括に関すること																			
(略)	(略)																			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前		修正後		備考
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	子ども青少年部	1 小児慢性特定疾病児童に係る避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関すること	名簿対象者の追加に伴う修正  表記の整理
		区本部	1～2 (略) 3 要配慮者に対する福祉 <u>対策</u> の実施に関する こと  2 (略) 3 避難生活の確保 (1) 避難場所における生活の確保 要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような <u>対策</u> を実施する。 (2) 緊急援護の実施 要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、区本部は健康福祉部要配慮者班及び健康増進班との緊密な連携のもとに、次のような <u>対策</u> を実施する。	区本部	1～2 (略) 3 要配慮者に対する福祉 <u>的支援</u> の実施に関する こと  2 (略) 3 避難生活の確保 (1) 避難場所における生活の確保 要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような <u>支援</u> を実施する。 (2) 緊急援護の実施 要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、区本部は健康福祉部要配慮者班及び健康増進班との緊密な連携のもとに、次のような <u>支援</u> を実施する。	

第2章 災害復旧計画

第2節 災害復旧		第2節 災害復旧		備考
第1 (略)		第1 (略)		
第2 災害復旧に伴う財政援助の確保		第2 災害復旧に伴う財政援助の確保		
事業	国の財政援助等	事業	国の財政援助等	
	通常災害		通常災害	
	激甚災害		激甚災害	
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路 <u>(追加)</u> 、下水道等)	(略)	公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、 <u>上水道</u> 、下水道等)	(略)	
	(略)		(略)	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前			修正後			備考
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>上水道災害復旧事業</u>	<u>予算補助※</u>	<u>予算補助※</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
		災害等廃棄物処理事業費補助金 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	<u>同上</u>	<u>同上</u>	災害等廃棄物処理事業費補助金 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	<u>予算補助※</u>	<u>予算補助※</u>	